カリフォルニア州地球温暖化対策法における 排出量取引制度設計の検討

平成20年 9月 5日 環境省市場メカニズム室

カリフォルニア州(以下、CA 州)は 2006 年、カリフォルニア州地球温暖化対策法(California Global Warming Solutions Act) (通称 Assembly Bill No.32, AB32) を成立させ、2020 年までに 温室効果ガスの排出量を 1990 年レベルに削減する目標を打ち出した。2008 年 6 月、カリフォルニア大気資源局(the California Air Resources Board, CARB)は、AB32 の目標達成に向けた"Climate Change Draft Scoping Plan"を発表。以下、同文書より AB32 におけるキャップ&トレード型排出量取引制度の制度設計をめぐる検討状況を取りまとめる。

カリフォルニア州地球温暖化対策法 (AB32) と排出量取引制度

AB32 における削減目標達成の手段として、キャップ&トレード型排出量取引制度の導入をは じめ、下記に挙げる様々な政策手段を組み合わせるとしている。

- ▶ 現行の省エネプログラム、建物と設備性能基準の拡大強化
- > RPS(Renewables Portfolio Standard)を 33%にまで拡大
- ▶ 西部気候イニシアティブ(WCI)参加州のプログラムとリンクするようなキャップ&トレード型排出量取引制度の導入
- ▶ 車の燃費基準、物品の適切な輸送、低炭素燃料基準などの現行の州法や政策の実施

排出量取引制度では、2020年時点において同州の CO2 排出量の 85%を占めると予想される電力、輸送燃料、天然ガス、大規模産業部門を対象とする。同対象部門は、排出量取引制度以外の規制措置(省エネ基準、効率性プログラム、直接規制)によっても排出削減が進むと考えられるが、それぞれの削減内訳は以下のように見積もられている。

- BAU シナリオによる 2020 年の対象部門からの排出量は 5 億 1,200 万 t-CO2。
- 排出量取引制度以外の対策を講じた場合、1 億 1,200 万 t-CO2 が削減可能で、対象部門から の排出量は 4 億 t-CO2 に抑制可能である。
- AB32 の目標達成には、対象部門からの排出量を 3 億 6,500 万 t-CO2 に抑えることが必要であり、このためには 4 億 t-CO2 から追加的に 3,500 万 t-CO2 の排出削減が必要であり、この部分を排出量取引制度により達成する。

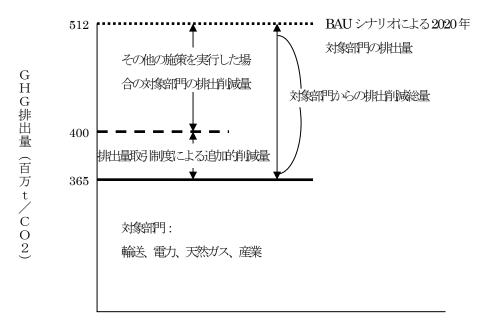


図1:2020年時点の排出量取引制度対象部門の排出量

削減の部門別内訳は以下の通りである。

表 1:キャップ&トレード制度下の部門別排出削減義務量(単位:百万 t-CO2)

	2020 年 BAU 排出量予測		排出量取引制度以外の規制措置を		排出量取引制度対
部門			講じた場合の2020年排出量予測		象部門からの排
	部門別	合計	部門別	合計	出許容量試算
輸送	225		163		
電力	139	512	94	400	365
商業・住宅	47	312	42	400	909
産業	101		101		

CA 州の排出量取引制度案

"Scoping Plan"の中で検討されている CA 州の排出量取引制度案は以下のように整理される。 また、参考のために WCI との比較を記す。

	カリフォルニア州	WCI		
目標	2020 年までに同州の CO2 排出量を 1990 年レベルに	2020 年までに参加地域の排出量を 2005 年比		
	抑制。排出量取引制度では、2020 年までに BAU 比で	15%削減		
	3,500 万 t-CO2 削減する。			
対象部門	電力、輸送燃料、天然ガス、大規模産業	発電、大規模燃焼(運輸除く)、産業プロセス、		
		廃棄物、化石燃料生産/処理		
報告	• GHG 義務報告制度を設ける。GHG 排出量の正確	• 気候登録簿と整合させる。		
	な算定と報告は、個別排出源へのキャップ設定、排	• 報告対象者は対照部門と対象部門に組み込		
	出枠売買の決定等に必須である。	まれる可能性のある部門。		

排出量取引制度開始時期以前に排出量の報 告を行うことが望ましい。 割当方法 オークション、無償割当、もしくは両方の組合せを想 ● 各州は、割当総量のうち一定の割合(25~ 定。市場諮問委員会(Market Advisory Committee, 75%の範囲内で各州が決定)をオークショ MAC) による提言は以下の通り。 ンで割当てるよう、義務付けられる。同割 • 競争力、経済的移行に係る問題に対処するため、当 合は、時間の経過と共に増加し、最終的に 初は州が無償割当を行う柔軟性を備えるべき。 は100%となるべき。 • しかし、無償割当は消費者への価格転嫁を行うこと 割当方法は、各州に柔軟性を付与する。各 ができない企業のみに限定し、速やかに全量オーク 州は、対象施設への割当手法を考案し、各 ションへと移行すべき。 遵守期間の開始前に WCI に報告。WCI が 無償割当はベンチマークを基準とすべき。またオー 各州の割当方法を取りまとめ、公表する。 クションは、企業、自治体、個人による自主的な早 • WCI は、WCI 内における州内の割当方法 期削減行動を促進させるような設計をするべき。 の相違が部門別の競争力にどのような影響 を与えるか、或いは WCI は内外で部門別の 競争力にどのような影響を与えるのかの分 析を行う。分析に際して、適切であれば、 オークションルールやオークション収益の 用途を可能な限り州間で標準化するよう検 討する。 オフセッ | ● オフセットの認証、オフセットプログラムの試行に | ● 対象となるプロジェクトタイプと手順につ いて、適格なプロジェクトタイプと最大限 \vdash 係る規制を適用する。 • オフセットプロジェクトの実施場所については重 標準化された手順を C&T 制度導入前に決 要な検討課題。特に、メキシコとの国境付近でのプ 定。 ロジェクトは、CA州とメキシコ両方での便益を実 • WCI 内で行われるオフセットプロジェク 現する可能性がある。 トを優先する手法を検討。 • オフセットと他の取引制度からの排出枠の プロジェクトのタイプについて、セメント等の輸入

今後の予定

今後、CARB は、同州排出量取引制度および WCI を通じた西部地域における市場の確立を目指し、ステークホルダー会合を開催し制度設計について議論する。また経済モデルを用いた AB32 の影響分析について、今夏遅くに公表する。

品に関連するプロジェクトは有効と考えられる。
• WCI と協調し、西部地域におけるオフセット使用

に関する明確な、一貫したルール作りが必要。 • オフセットの利用上限を定める予定(例 10%)。

一方 WCI は、制度設計の最終提言書草案を 7 月に、最終提言書を 9 月に公表予定。WCI の提言書を受けて、CARB は、2008 年 10 月初旬に詳細な制度設計提言書を公表予定である。

以上

利用上限は、WCI 対象部門における削減の

確保等を考慮した上で決定する。